

## 鳥取県建設労働者等スキルアップ事業交付金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出（講習を受講する日から原則30日前まで）

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

\* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

### 2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

### 3. 事業開始

※この補助金（交付金）においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは：対象資格に係る試験を受験すること

※この補助金（交付金）においては、完了届の提出は必要ありません。

### 5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日以内）

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

※上記「5. 実績報告書」の内容を審査し、内容が適正であれば、「額の確定通知」を送付します。その際に「口座振込依頼書」を同封しますので、依頼書に振込先の情報等の記載と代表者印を押印の上、担当へ提出してください。

資料提出・問い合わせ先

県土整備部・県土総務課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7793 kensosoumu@pref.tottori.lg.jp